

災害対策基本法に基づく
車両移動に関する運用の手引き

平成26年11月

国土交通省道路局

目 次

<u>1. はじめに</u>	．．．．．	P 2
<u>2. 災害対策基本法改正の趣旨</u>	．．．．．	P 3
<u>3. 災害時における車両等の移動</u>	．．．．．	P 10
1) 道路区間指定	．．．．．	P 10
2) 都道府県公安委員会との連携	．．．．	P 18
3) 指定道路区間の周知	．．．．．	P 22
4) 車両等の移動	．．．．．	P 26
5) 民間事業者との連携	．．．．．	P 39
6) 土地の一時使用	．．．．．	P 43
<u>4. 地方公共団体への指示</u>	．．．．．	P 47
<u>5. 地方公共団体への支援</u>	．．．．．	P 50
<u>6. 損失補償</u>	．．．．．	P 52

参考資料

参考－1 災害対策基本法（抄）	．．．．．	P 56
参考－2 災害対策基本法施行令（抄）	．．．．	P 59
参考－3 施行通知	．．．．．	P 60
参考－4 道路法（抄）	．．．．．	P 67
参考－5 道路交通法（抄）	．．．．．	P 69

1. はじめに

- 平成26年11月に改正された災害対策基本法(以下「災対法」という)では、大規模な災害発生時における道路管理者による放置車両・立ち往生車両等の移動に関する規定が盛り込まれた。
- 平成26年11月21日に、関係省庁から施行通知が発出され、法改正の趣旨、留意事項等が示されたところであるが、本手引きは、施行通知と併せて実際の運用にあたっての必要な事項をとりまとめたものである。また、災害時の対応だけではなく、道路啓開計画の策定や実働訓練を実施する場合等にも活用するものとする。
- 災害対応は、初動期に如何に迅速に対応を行うかが、その被害の拡大を防ぎ、人命救助に大きな役割を果たす観点から重要となる。迅速な初動対応を行うためには、地方整備局等、高速道路会社、都道府県、市町村等の関係機関を含めた連絡・連携体制の整備、資機材の確保等の事前の備えが不可欠である。
- また、災害対応は、発生事象に応じて異なることから、本手引きを基本としつつも、実際の災害の状況に応じて、臨機応変の対応が必要となるので留意されたい。
- なお、本文中の道路管理者は、地方整備局等を想定し記載しているが、地方公共団体等の道路管理者が対応する際にも参考にできるものとしている。その際には、想定される災害の種類と規模、自らが管理する道路の状況や動員できる人員、資機材の量等を踏まえた対応が必要となるので留意されたい。
- 本手引きは、実際の災害対応、実働訓練等を通じて得られる課題を踏まえ、今後とも、必要に応じて改善を図っていくものとする。

2. 災害対策基本法改正の趣旨

【施行通知】

第一 法改正の背景等

今般の法改正は、首都直下地震等大規模災害発生時には、道路の被災等により深刻な交通渋滞や大量の放置車両の発生が懸念されること、また、大雪時にも車両の通行が困難となることにより、立ち往生車両や放置車両が発生する可能性も懸念されることから、放置車両対策等の強化を図るものである。

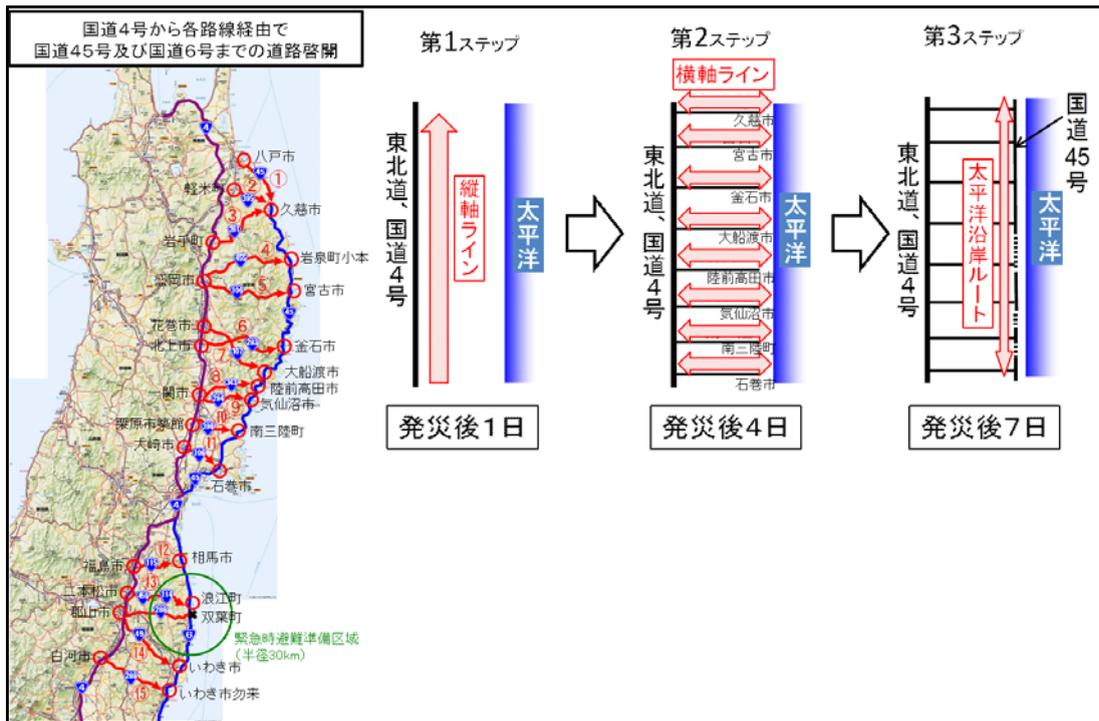
【解説】

○これまでの災害における教訓

- ・東日本大震災においては、道路啓開の重要性が再認識され、平成26年2月の大雪では、立ち往生車両の処理が除雪作業の大きな障害となった。以下にそれぞれの災害の状況を示す。

<東日本大震災>

- ・東日本大震災では、三陸地域をはじめ、太平洋沿岸に、最大で高さ10mに及ぶ津波が押し寄せ、甚大な被害が生じ、道路をはじめ、各機関の交通機能が失われた。
- ・また、大規模災害時には、初動期において、人命救助のために自衛隊や救急救命医療チームが被災地に入る前に、先んじて道路の啓開を行うことが必要であると認識された。
- ・東日本大震災では、一刻も早く被災地へのアクセスルートを確認するため、
 - ①第1ステップとして、内陸の東北道、国道4号の縦軸ラインを確認
 - ②第2ステップとして、被災地への横軸ラインを確認
 - ③第3ステップとして、太平洋沿岸の通行を確認する「くしの歯」作戦により道路啓開を実施した。
- ・これらの道路啓開では、事前の災害協定に基づき建設業者からなる52チームを編成し作業を行い、震災翌日には、太平洋岸の主要都市へのアクセスルートを確認し、太平洋沿岸のルートについても、震災から1週間で97%の通行を可能とし、被災地における救命救急および復旧支援活動に大きく貢献し、災害初動時における道路啓開の重要性が大きく認識された。



図：東日本大震災における「くしの歯作戦」による道路啓開

- ・一方、東日本大震災における道路啓開では、以下の事項が教訓として得られた。
 - － 事前に啓開ルートを設定しておくこと
 - － 平素より訓練等を実施する等、臨機に対応できるよう準備をしておくこと
 - － 災害協定の構成メンバーに対し、電話不通の場合の参集先の決定や衛星携帯、有線電話や連絡網の構築しておくこと
 - － 道路啓開時の財産価値のある自動車の処理方法 等
 の事項が教訓として明らかになった。

- ・また、首都圏においては、地震発生と同時に鉄道等の公共交通機関が運転をとりやめ、首都高速道路についても通行止めとなったため、一般道に自動車交通が集中し、緊急通行車両の移動も困難になるほどの深刻な渋滞が発生した。今後、首都直下地震が発生した場合、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、これらの道路上に溢れる車両等をどのように処理するのが課題として認識された。



写真：東日本大震災における都内の渋滞
（一般国道246号(港区赤坂)）
（平成23年3月11日）



写真：東日本大震災における帰宅困難者
（一般国道246号(港区赤坂)）
（平成23年3月11日）

<平成26年2月の大雪>

- ・平成26年2月14日に、関東甲信地方において記録的大雪となり、道路、鉄道をはじめとした交通機関が数日間にわたり麻痺状態となり、社会経済に大きな影響を与えた。
- ・道路においては、各地で車両等の立ち往生が発生し、これらの立ち往生車両が除雪作業の障害となり、道路の除雪が滞るうちに、さらに別の場所で立ち往生車両が発生するといった悪循環が起き、結果的に大規模な立ち往生が発生し、道路の輸送機能が喪失した。こうした立ち往生車両をいかに迅速に移動させるかが、大雪時における除雪対応の大きな鍵であることが認識された。



写真：長野県軽井沢町の国道18号(平成26年2月14日)

○首都直下地震等の大規模災害に対する備え

- ・首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模災害の発生が懸念されており、地方整備局等を中心に対策の検討が進められている。

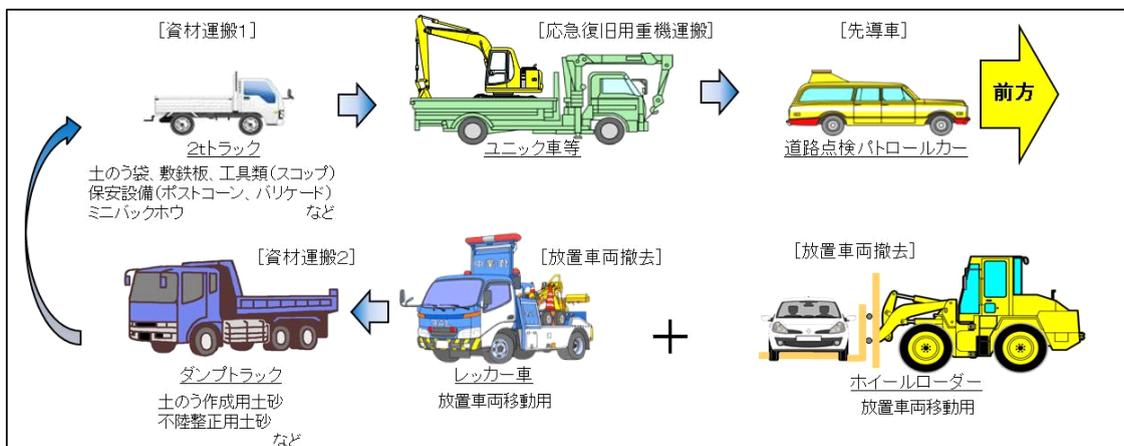
<首都直下地震に備えた八方向作戦>

- ・首都直下地震の発生時には、東日本大震災時の際に東京23区で発生した深刻な渋滞を上回る状態が発生するとの想定のもと、都心での啓開に加えて、都心に向けて、8方向からあらかじめ定めておいた道路啓開候補路線について啓開を行い、それぞれの方向に最低1ルート確保することを目指す計画が検討されている。



図：首都直下地震に備えた“八方向作戦”による道路啓開

- ・首都直下地震においては、道路上に散乱したガレキの処理及び放置車両の撤去、道路損壊箇所の補修を併せて行う必要があるため、次に示すような部隊編成により啓開を行うことが検討されている。



図：道路啓開部隊の編成イメージ

【施行通知】

第二 改正法の趣旨及び主な内容

1. 災害時における車両の移動等について（法第76条の6関係）

（1）趣旨

災害が発生した場合に、立ち往生車両や放置車両によって、緊急通行車両の通行のための最低限の通行空間すら確保されず災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあることから、道路管理者に対して、緊急通行車両の通行の妨害となっている車両その他の物件の移動等に関する権限を付与することとしたものである。ここでいう「その他の物件」とは、車両から落下した積載物などを主に想定しているが、車両とともに緊急通行車両の通行の妨害となっているものは今回の措置の対象となり得るものである。なお、倒壊した建物などの瓦礫については、道路法第42条に基づく通常の維持管理行為でも除去可能である。

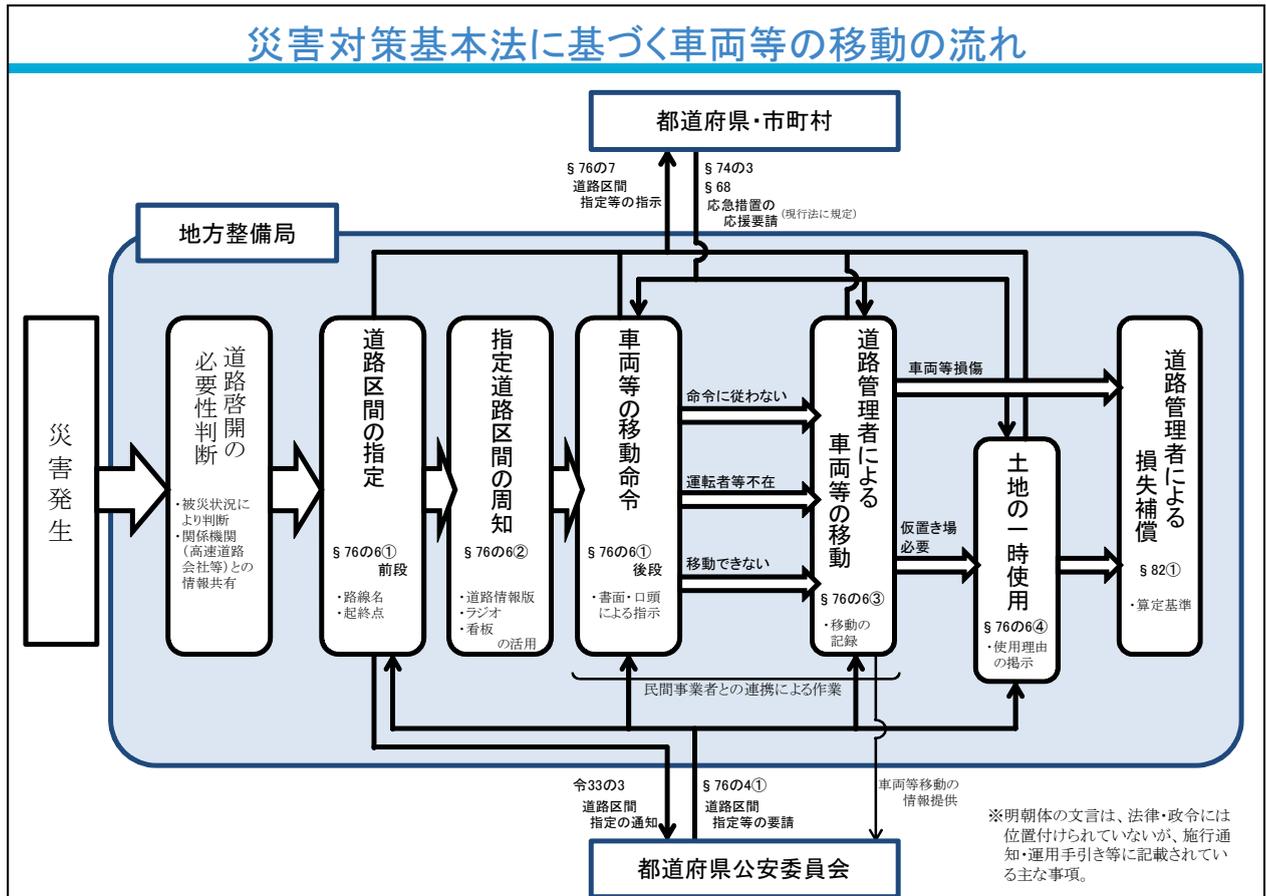
車両の移動等を行うに当たっては、被災地域外から被災現場までのルートを適切に確保するため、各道路管理者が連携して道路啓開を行うことが必要であり、関係する地方公共団体、高速道路会社等の道路管理者とは、平時より具体的な対応方針の作成や道路啓開が想定される道路の現況調査の実施、合同防災訓練の実施等により、緊密に連携を図るとともに、発災時においても、情報を共有し、十分に連携して臨機応変に対応されたい。また、都道府県公安委員会や緊急通行車両の運行管理者等関係する機関と必要な調整を行うものとする。

なお、被災地域の道路管理者が車両の移動等を行おうとする場合には、当該道路管理者のみの人員や資機材では対応しがたいことから、民間事業者による応援・協力体制など、発災時に関係者で連携して速やかな道路啓開が行われる体制を構築されたい。

【解説】

○災対法に基づく車両移動の流れ

- ・災害時に、車両移動を含む道路啓開を迅速に行うためには、あらかじめ関係者が道路啓開の手順を十分に確認しておく必要がある。以下に災対法に基づく車両等の移動の流れを示す。
- ・なお、施行令により、法第76条の6第1項から第4項まで、及び施行令第33条の3に規定する国土交通大臣の権限は、地方整備局長又は北海道開発局長に委任されている。
- ・この手引きでは、施行通知に従い、「車両等」は、車両に加え車両から落下した積載物も対象としており、「運転者等」は、運転者のみならず車両の所有者や管理者も含むものとしている。



図：災害対策基本法に基づく車両移動の流れ

○道路管理者間・関係機関との情報共有・連携

- ・大規模災害時、地方整備局等には、各道路管理者の道路啓開候補路線の被災状況を速やかに収集し、道路啓開の必要性を判断することが求められる。
- ・そのためには、関係する道路管理者で構成された協議会等により、あらかじめ、被災情報の連絡方法や道路啓開候補路線、区間指定の決定方法等について共有しておく必要がある。
- ・また、沿線の自治体等関係機関への情報提供の内容や周知方法等についても、あらかじめ決定しておく必要がある。
- ・なお、協議会等には、必要に応じて、警察・自衛隊・消防等の関係機関の参加を求め、各関係機関との連絡手段等について事前に取り決めておくことが望ましい。
- ・さらに、地方整備局等相互においても、大規模災害時の応援体制について確認しておく等、あらかじめ準備を行っておくものとする。

○大規模地震発生に備えた車両移動訓練

- ・道路管理者間の連携に加えて、地方整備局等においては、大規模地震や大雪による立ち往生の発生を想定して、車両移動等に関する訓練を実施している。



写真：関東地方整備局の防災訓練
(平成26年10月)



写真：中部地方整備局の防災訓練
(平成26年10月)

- ・大規模災害時には、関係する道路管理者が連携して対応する必要があることから、車両移動訓練には、関係する道路管理者や地方公共団体等の参加を積極的に呼びかけるとともに、訓練内容について共有を図るものとする。
- ・なお、訓練への参加者を記録しておくことにより、災害発生時において防災担当者や訓練経験者をいち早く抽出することが可能となり、大規模災害発生時の関係機関と連携した初動体制の構築に資することができると考えられるので留意されたい。

3. 災害時における車両等の移動

1) 道路区間指定

【施行通知】

第二 改正法の趣旨及び主な内容

1. 災害時における車両の移動等について（法第76条の6関係）

（2）内容

① 指定道路区間の指定及び車両等の占有者等への移動命令について（第1項）

道路管理者は、災害が発生した場合において、道路における車両の通行が停止し、又は著しく停滞し、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急の必要があると認めるときは、その管理する道路についてその区間を指定して、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者（以下「車両等の占有者等」という。）に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他必要な措置をとることを命ずることができるものとした。また、これらの指定及び命令については道路管理者のみの判断で行うことができるものとしている。

（略）

道路区間の具体的な指定方法については、指定すべき道路の区間の起終点を示すことによって行うほか、一定の区域内の当該道路管理者が管理する道路の区間を包括的に指定する等の指定も可能なものである。指定に当たっては、道路の状況等を勘案し、指定が必要となる（車両の移動等の措置が必要となる）区間が不足なく含まれるよう留意して行うことが望ましい。

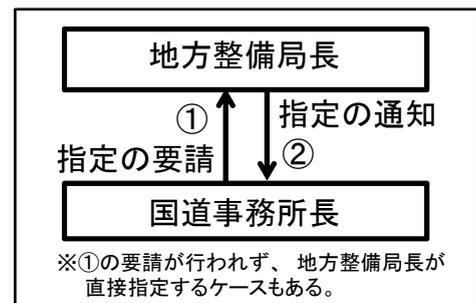
（略）

【解説】

○道路管理者による道路区間の指定

<道路区間の指定にあたっての役割分担>

- ・法76条の6第1項から第4項までに規定する、道路管理者である国土交通大臣の権限は、地方整備局長又は北海道開発局長には委任されている。
- ・この権限は、道路法と同様に、地方整備局等の訓令等により、国道事務所長に委任することが可能であり、適宜対応するものとする。
- ・実際の道路区間の指定については、国道事務所長が案を作成し、地方整備局長等に対して指定の要請を行い、地方整備局長等が道路区間の指定をした際は、その内容を国道事務所長に通知し、国道事務所を中心として実務を行うことを想定している。



図：道路区間指定の流れ

- ・国道事務所長からの要請は、緊急を要する場合は、現場の国道事務所長から地方整備局長等への電話連絡で行うことも考えられる。
- ・なお、広域的な被害が予想される大規模地震等の災害の場合は、国道事務所からの要請がなくても、地方整備局長等の判断で指定するケースも考えられる。

<指定実施の判断>

- ・指定のための要件としては、「放置車両や立ち往生車両によって、緊急通行車両が通行する最低限の空間、例えば一車線すら確保されておらず、被災現場までの通行ルートを確認する必要がある場合」等を想定している。
- ・被災情報については、パトロールやCCTVカメラ、道路利用者からの連絡によるもののほか、自治体や自衛隊、消防等の関係機関からの情報も考慮する。
- ・道路区間指定は、地震規模や被災状況を総合的に判断し、災害対策本部決定や内部決裁等により速やかに行う。
- ・また、災害発生時には、迅速な道路啓開が必要であることから、十分な被災情報が収集できない場合でも、報道等の情報により地方整備局長等が総合的に判断し、指定を行うことができる。
- ・なお、災害が発生している箇所は、必要に応じ、道路法第46条による通行止めの手続きをとり、車両等の移動を行うものとする。

【想定する事象】

(地震) 南海トラフ巨大地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等、地域単位で甚大な被害が発生し、道路が損壊もしくは大規模な渋滞等により、輸送路としての機能が喪失し、緊急通行車両の通行も困難な状態。

■ 事例

<p><兵庫県南部地震> ○兵庫県南部地域で直下型のM7.3、震度7の地震が発生。高速道路や国道等主要な幹線道路の多くの道路橋で、落橋や倒壊といった甚大な被害が発生。</p> <p>■下部構造(橋脚)の倒壊等</p>  <p>■上部構造(桁)の落下</p> 	<p><新潟県中越地震> ○新潟県中越地方で直下型のM6.8、震度7の地震が発生。中山間地で斜面崩壊や路面損傷といった土工部が多く被災し、道路が寸断され、最大61集落が孤立。</p> <p>■県道小千谷長岡線の土砂崩れ</p>  <p>■国道117号山辺橋で発生した段差</p>  <p>段差: 100cm以上 応急補修による段差すりつけ</p>	<p><東日本大震災> ○宮城県沖でプレート境界型のM9.0、震度7の地震が発生。強震が長時間継続し、大津波が発生。津波による橋梁上部工の流失やがれきの堆積により道路が寸断。</p> <p>■最大16mを超える津波</p>  <p>■津波による橋梁上部工の流失</p> 
--	--	--

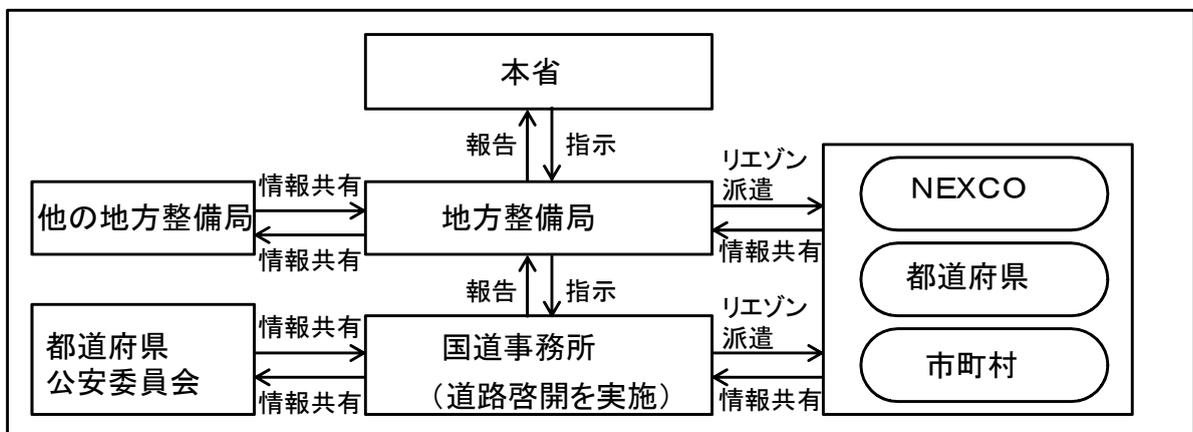
(大雪) 集中的な積雪により、広域的に道路交通が麻痺し、地域間の主要幹線の途絶、大規模な立ち往生が生じた、もしくは立ち往生車両の拡大が生じる可能性がある」と判断される場合。

■ 事例



<道路管理者間の連携>

- ・ 区間指定に必要な被災情報の収集や共有が速やかにできるよう、関係する道路管理者と連絡体制をあらかじめ構築しておくものとする。
- ・ また、災害発生直後には、関係する道路管理者にリエゾンを派遣する等により、情報の収集、道路啓開に関する調整や指示を行うとともに、区間指定についても連携を図る。
- ・ さらに、災害の規模に応じて、他の地方整備局等と被害状況等について情報共有を行い、支援側の地方整備局等において応援の必要性等の判断材料として活用できるようにする。
- ・ なお、体制は、想定される災害事象によって異なることに留意する。
- ・ 以下に、大規模災害時における標準的な連絡体制（案）の例を示す。



図：大規模災害時の連絡体制（案）

〇〇県 災害発生時の連絡表(調整会議構成メンバー)

平成26年●月現在

機関名	NTT回線		マイクロ回線		所属	役職等	氏名
	電話番号	FAX番号	電話番号	FAX番号			
〇〇地方整備局 道路部	●●●●●●●●	●●●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●	道路管理課	課長	〇〇 〇〇
			●●●●●●			課長補佐	〇〇 〇〇
						管理係長	〇〇 〇〇
						地域道路課	課長
		●●●●●●			事業係長	〇〇 〇〇	
〇〇地方整備局 〇〇国道事務所	●●●●●●●●	●●●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●	—	副所長	〇〇 〇〇
			●●●●●●		道路管理 第二課	課長	〇〇 〇〇
			●●●●●●			維持修繕係長	〇〇 〇〇
〇〇県 県土整備部	●●●●●●●●	●●●●●●●●	●●●●●●	-	道路局 道路保全課	課長	〇〇 〇〇
			●●●●●●			副課長	〇〇 〇〇
			●●●●●●			班長	〇〇 〇〇
			●●●●●●			予防保全班	〇〇 〇〇
〇〇県警察本部 交通部	●●●●●●●● (内●●●●)	●●●●●●●●	-	-	交通規制課	課長補佐	〇〇 〇〇
			-			企画係長	〇〇 〇〇
〇〇県〇〇警察署	●●●●●●●●	●●●●●●●●	-	-	交通課	課長	〇〇 〇〇
			-			交通係長	〇〇 〇〇
〇〇市 土木部	●●●●●●●●	●●●●●●●●	●●●●●●●●	●●●●●●●●	建設課	課長	〇〇 〇〇
			●●●●●●●●			課長代理	〇〇 〇〇
〇〇高速道路(株) 〇〇支社	●●●●●●●●	●●●●●●●●	●●●●●●●●	●●●●●●●●	保全サービス 統括課	課長	〇〇 〇〇
			●●●●●●●●			課長代理	〇〇 〇〇
〇〇高速道路(株) 〇〇支社 〇〇高速道路事務所	●●●●●●●●	●●●●●●●●	●●●●●●●●	●●●●●●●●	〇〇高速道路 事務所	副所長	〇〇 〇〇
			●●●●●●●●			工務課長	〇〇 〇〇

図：連絡体制表の事例

< 区間指定の方法 >

- ・ 区間指定は、それぞれの区間の路線名及び起終点を示して行う。指定後も被災状況等に応じて、適宜、区間の追加、削除を行うものとする。
- ・ 大規模災害時には、区域による指定も可能である。以下に指定の際の様式の例を示す。

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第76条の6第1項の規定に基づき、下記の区間を（指定・廃止）する。				
平成〇年〇月〇日				
国土交通省 〇〇地方整備局長				
（各区間指定の場合）				
路線名	区 間		延長 (m)	備考
国道〇号	〇〇県〇〇市 〇〇町〇〇地先から	〇〇県〇〇市 〇〇町〇〇地先まで	〇〇〇〇	新規
国道〇号	〇〇県〇〇市 〇〇町〇〇地先から	〇〇県〇〇市 〇〇町〇〇地先まで	〇〇〇〇	継続
国道〇号	〇〇県〇〇市 〇〇町〇〇地先から	〇〇県〇〇市 〇〇町〇〇地先まで	〇〇〇〇	廃止
（区域としての指定の場合）				
路線名	区 間		延長 (m)	備考
国道〇号	国道298号から東京都心に向けての区間		〇〇〇〇	新規
国道〇号			〇〇〇〇	新規

例：法第76条の6第1項に基づく道路区間指定・区域指定

- ・ 指定にあたっては、大規模災害の発災直後は被災情報の把握が困難であることから、実際の道路啓開作業の有無に関わらず、想定される被災状況等をもとに幅広く道路区間を指定することも考えられる。
- ・ また、被災地の外から被災地に向かうルートについても、緊急通行車両の通行が困難な場合は、道路区間の指定が可能であるので、迅速な道路啓開実施の観点からこれらのルートについても指定することをあらかじめ想定しておくことが必要である。
- ・ なお、区間指定に際しては、当該区間を管理する国道事務所に対して通知を行うとともに、関係機関とも情報共有を行う。以下に地方整備局長等から国道事務所長あての通知様式の例を示す。

事務連絡

平成〇年〇月〇日

〇〇事務所長 殿

〇〇地方整備局長

災害対策基本法に基づく区間の指定等について

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第76条の6第1項の規定に基づき、下記の区間を（指定・廃止）するので通知する。

記

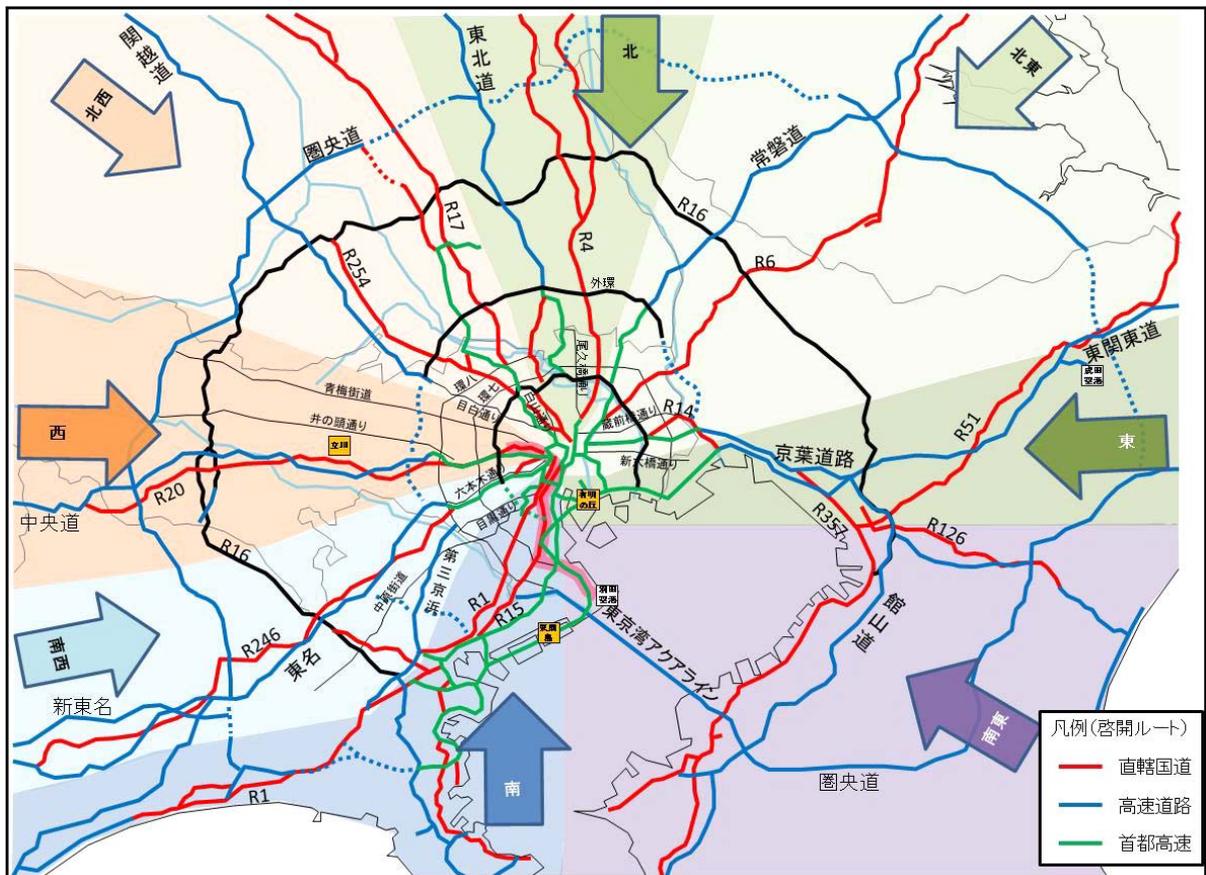
路線名	区 間		延長 (m)	備考
国道〇号	〇〇県〇〇市 〇〇町〇〇地先から	〇〇県〇〇市 〇〇町〇〇地先まで	〇〇〇〇	新規
国道〇号	〇〇県〇〇市 〇〇町〇〇地先から	〇〇県〇〇市 〇〇町〇〇地先まで	〇〇〇〇	継続
国道〇号	〇〇県〇〇市 〇〇町〇〇地先から	〇〇県〇〇市 〇〇町〇〇地先まで	〇〇〇〇	廃止

例：法第76条の6第1項に基づく道路区間指定（事務所長への通知）

<道路啓開候補路線の設定>

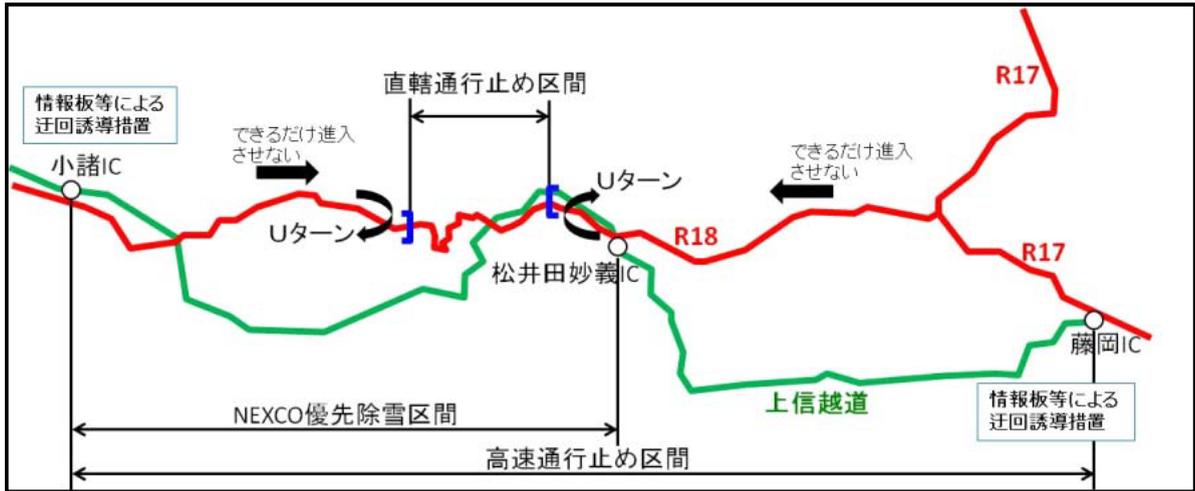
- ・道路啓開を迅速に行うためには、道路区間指定を速やかに行う必要があることから、あらかじめ、関係道路管理者と連携し、道路啓開計画の策定を行い、道路啓開候補路線の設定・共有を行うことが望ましい。
- ・大規模地震発生に備えた、道路啓開候補路線の検討にあたっては、その想定する被害の規模、主要道路の配置状況、道路啓開のための資機材の集結拠点、救急救命部隊の進入ルート等を勘案し、道路啓開候補路線の設定を行うものとする。
- ・また、過去の大雪による車両等のスタックの発生状況や立ち往生車両の実態を踏まえ、あらかじめ、除雪優先区間を設定しておくものとする。
- ・以下に首都直下地震の道路啓開候補路線、大雪に備えた除雪優先区間の検討例を示す。

例) 首都直下地震に備えた道路啓開候補路線の検討



図：首都直下地震を想定した“八方向作戦”における道路啓開候補路線

例) 大雪に備えた除雪優先区間の検討



図：国道18号 碓氷バイパスの優先除雪区間のイメージ

2) 都道府県公安委員会との連携

① 指定の通知

【施行通知】

第二 改正法の趣旨及び主な内容

1. 災害時における車両の移動等について（法第76条の6関係）

(2) 内容

① 指定道路区間の指定及び車両等の占有者等への移動命令について（第1項）

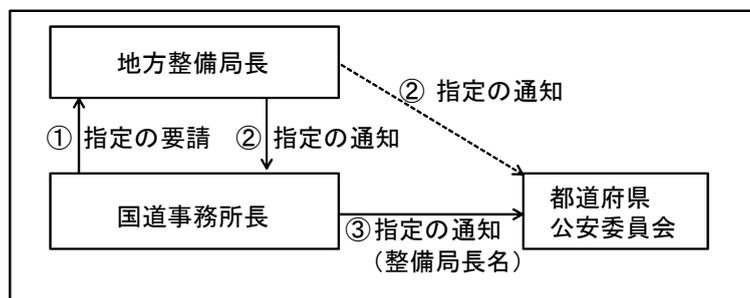
(略)

また、令第33条の3において、道路管理者が、道路区間の指定をしようとする場合においては、あらかじめ、当該地域を管轄する都道府県公安委員会に当該指定をしようとする道路の区間及びその理由を通知しなければならないものとし、緊急を要する場合（道路区間の指定に緊急を要するものの、通信手段がないことで指定前に通知することが困難な場合を含む。）で、あらかじめ、当該都道府県公安委員会に通知するいとまがなかったときは、事後において、速やかにこれらの事項を通知しなければならないものとした。なお、通知の方法については、原則として、書面で行うこととするが、緊急を要する場合においては、口頭で行うこととしても差し支えない。ただし、口頭で通知を行ったときは、事後において、速やかに書面を送付することとされたい。

【解説】

○指定の通知

- ・道路区間指定する場合には、関係する都道府県公安委員会へ通知することとなっている。通知方法については、書面を原則とするが、やむを得ない場合には口頭でもよい。口頭の場合、事後速やかに書面を送付することとしている。



図：道路区間指定の要請と通知の流れ（公安委員会への通知）

- 公安委員会への通知は、あらかじめ送付先の担当部署を確認しておくとともに、所定の様式を作成しておくものとする。以下に通知文書例を示す。

文 書 番 号 平成〇年〇月〇日
〇〇公安委員会 殿
国土交通省〇〇地方整備局長
災害対策基本法第76条の6第1項の 規定に基づく道路区間指定について
災害対策基本法第76条の6第1項の規定に基づき、下記のとおり区 間指定するため、災害対策基本法施行令第33条の3の規定に基づき通 知します。
記
指定区間：国道〇号〇〇地先～〇〇地先 指定理由：緊急通行車両の通行確保のため
担当：〇〇国道事務所〇〇課〇〇 電話〇〇（〇〇）〇〇〇〇

例：都道府県公安委員会への通知文書例

② 指定の要請

【施行通知】

第二 改正法の趣旨及び主な内容

2. 都道府県公安委員会からの要請について（法第76条の4関係）

（1）趣旨

都道府県公安委員会は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、道路の区間を指定して、緊急通行車両の通行を確保するための交通規制を行うことができる。したがって、当該規制と道路管理者による道路啓開との連携を確保するため、都道府県公安委員会から道路管理者に対して、1の権限の行使について要請することができる規定を設けることとした。

（2）内容

① 都道府県公安委員会から道路管理者への要請について（第1項）

都道府県公安委員会は、法第76条第1項の規定による通行禁止等を行うため必要があると認めるときは、道路管理者に対し、当該通行禁止等を行おうとする道路の区間において、1（2）①の指定をし、若しくは命令をし、又は1（2）③及び④の措置をとるべきことを要請することができるものとした。

都道府県公安委員会から要請を受けた道路管理者は、当該要請を勘案し、優先的に啓開すべき道路の区間を判断されたい。なお、要請を受けて行う措置に係る費用は道路管理者の負担となる。

② 都道府県公安委員会から機構等への要請について（第2項及び第3項）

都道府県公安委員会は、法第76条第1項の規定による通行禁止等を行うため必要があると認めるときであって、当該通行禁止等を行おうとする道路の区間が会社管理高速道路又は公社管理道路であるときは、それぞれ機構又は地方道路公社に対し、当該道路の区間において、1（2）①の指定をし、若しくは命令をし、又は1（2）③及び④の措置をとるべきことを要請することができるものとした。

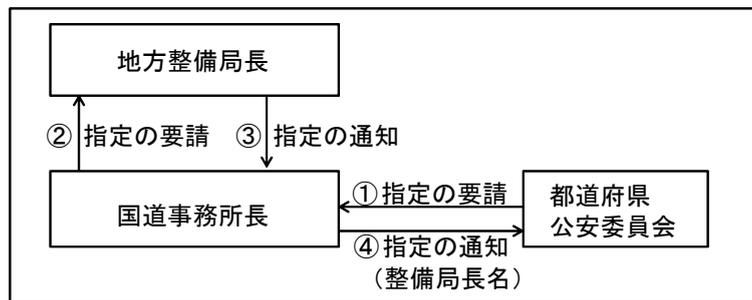
都道府県公安委員会から要請を受けた地方道路公社は、当該要請を勘案し、優先的に啓開すべき道路の区間を判断されたい。なお、要請を受けて行う措置に係る費用は地方道路公社の負担となる。

【解説】

○指定の要請

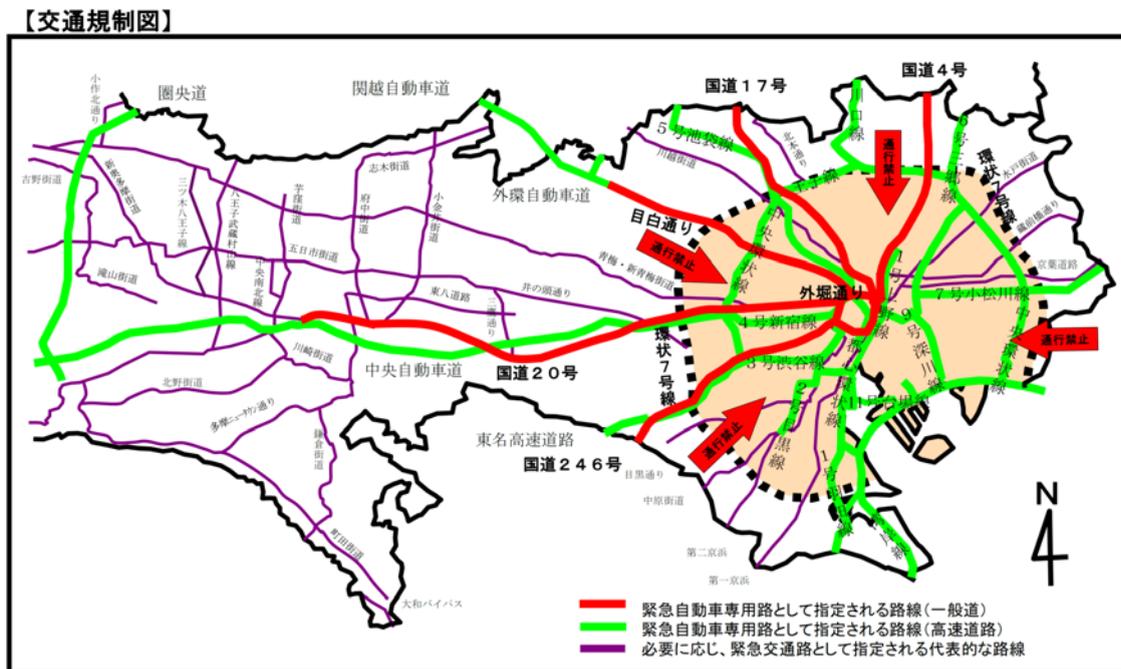
- ・公安委員会が緊急交通路の指定を行うために、道路管理者に啓開（指定道路区間の指定及び車両等の移動等の措置）を要請することができることとされている。
- ・要請する際の様式等の具体的な運用について、あらかじめ公安委員会と調整し決定しておくものとする。

- また、平時から、道路啓開候補路線の決定等について、防災に関する調整会議等の機会をとらえて、都道府県公安委員会との連携・調整を図るとともに、担当部署等の確認を行っておくものとする。



図：道路区間指定の要請と通知の流れ（公安委員会からの要請）

- なお、都道府県公安委員会は、災害発生時に災害応急対策を的確かつ円滑に行うための緊急交通路の指定（災対法第76条）等を行うこととなっており、事前に規制の運用等について確認しておくものとする。
- 例えば、警視庁では、大震災発災直後に、道路交通法に基づく第一次交通規制を実施し、その後、災対法に基づく緊急交通路の指定を行うこととしている。



図：首都直下地震発生時における警視庁の通行規制案（警視庁資料より）

3) 指定道路区間の周知

【施行通知】

第二 改正法の趣旨及び主な内容

1. 災害時における車両の移動等について（法第76条の6関係）

(2) 内容

② 指定道路区間の周知について（第2項）

道路管理者は、道路区間の指定をしたときは、直ちに、当該指定をした道路の区間（以下「指定道路区間」という。）内に在る者に対し、当該指定道路区間を周知させる措置をとらなければならないものとした。なお、周知の方法については、災害時であることに鑑みて、道路情報板、ラジオ等を活用して行うことを想定しており、指定道路区間内に在る者に対して、個々に伝達することを要するものではない。

【解説】

○指定道路区間の周知について

- ・ 災対法に基づく道路区間指定を行った場合は、当該指定区間内の道路利用者に対し、指定内容を周知することになるが、具体的な周知方法は以下のものを想定している。
 - －道路情報板による情報提供
 - －日本道路交通情報センター（ラジオ等）を利用した情報提供
 - －当該指定区間に立て看板を掲出
 - －ホームページ、記者発表 等
- ・ なお、必ずしも上記の方法すべてを実施できなくてもよいが、あらかじめ情報提供の内容や掲示等の周知方法について準備しておく必要がある。
- ・ また、必ずしも当該指定区間内の道路利用者全てに確実に周知することは必要とされていないが、周知の行き届かなかった者に対しては、移動命令等を行う際に当該道路が指定されていることを説明するものとする。
- ・ 立て看板は、指定道路区間の起終点に設置するほか、移動車両の多い箇所等、適宜設置するものとし、道路啓開作業とあわせて設置するものとする。
- ・ 災害時の車両移動の協力等について、あらかじめ、ホームページや現地での看板等において、周知しておくことも重要である。
- ・ 以下に周知方法の例を示す。

<文案例>

例1) 国道〇〇号〇〇～〇〇間 放置車両移動作業中。

例2) 国道〇〇号〇〇～〇〇間 緊急車両の通行確保のため放置車両移動中。

例：道路情報板による周知

<文案例>

- ・国土交通省〇〇地方整備局は、〇日〇時頃発生した〇〇を中心とする震度6の地震対策のため、国道〇〇号〇〇～〇〇間を、災害対策基本法第76条の6の規定に基づき、緊急通行車両の通行を確保する区間に指定しました。
- ・当該区間においては、緊急通行車両の通行が確保できない場合、運転者に車両等の移動をお願いするほか、場合によっては道路管理者が車両の移動を行いますので、道路管理者の指示に従って行動してください。

例：ラジオによる周知（地震の場合）

<文案例>

- ・国土交通省〇〇地方整備局は、〇日からの〇〇地方の大雪対応のため、国道〇〇号〇〇～〇〇間を、災害対策基本法第76条の6の規定に基づき、緊急通行車両の通行を確保する区間に指定しました。
- ・当該区間においては、緊急通行車両の通行が確保できない場合、運転者に車両等の移動をお願いするほか、場合によっては道路管理者が車両の移動を行いますので、道路管理者の指示に従って行動してください。

例：ラジオによる周知（大雪の場合）

<p>災害発生</p> <p>災害対策基本法に基づく 緊急通行車両の通行 のための作業実施中</p> <p>国道〇〇号 〇〇～〇〇は</p> <p>通行止め</p> <p>ご協力をお願いします 国土交通省〇〇地方整備局 〇〇国道事務所</p> <p>問い合わせ先:〇〇〇〇</p>	<p>災害発生</p> <p>災害対策基本法に基づく 緊急通行車両の通行 のための作業実施中</p> <p>国道〇〇号 〇〇～〇〇は</p> <p>通行ご遠慮ください</p> <p>ご協力をお願いします 国土交通省〇〇地方整備局 〇〇国道事務所</p> <p>問い合わせ先:〇〇〇〇</p>
---	--

例：立て看板による周知（左：通行止め中、右：通行止め未実施）

Press Release

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

平成〇年〇月〇日
国土交通省〇〇地方整備局

緊急車両の通行を確保するため、災害対策基本法に基づき、国道〇号〇〇～〇〇間を区間指定し、放置車両・立ち往生車両の移動等の作業を実施します

〇〇災害のため、緊急通行車両の通行を確保することを目的として、災害対策基本法第76条の6第1項の規定に基づき、下記の区間を指定します。当該区間においては、道路啓開作業を実施し、放置車両や立ち往生車両等の移動を行います。

記

路線名	指定する区間
国道〇号	〇〇県〇〇市〇〇～〇〇 〇〇県〇〇市〇〇～〇
国道〇号	〇〇県〇〇市〇〇～〇〇
国道〇号	〇〇県〇〇市内の全区間

〈問い合わせ先〉

国土交通省〇〇地方整備局〇〇国道事務所 〇〇、〇〇
TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

例：区間指定及び車両等の移動に関する記者発表資料

○広域的な道路情報の発信について

- ・ 災対策に基づく道路区間指定を行うような大規模な災害が発生した場合には、道路啓開活動を迅速に行い、救急救命部隊のいち早い被災地への進入を支援するため、被災地にできるだけ一般の車両等を進入させないように、広域ネットワークによる迂回の呼びかけが必要となる。
- ・ 呼びかけにおいては、高速道路会社をはじめとした他の道路管理者、都道府県公安委員会等の関係機関と連携して実施する必要があるとあり、道路情報板、ホームページ、ツイッター等により、道路利用者へ広く呼びかけるとともに、トラック、バス等の輸送団体への協力要請も重要となる。
- ・ また、道路利用者への周知方法として、新聞広告やチラシ等の活用も検討することも考えられる。

4) 車両等の移動

【施行通知】

第二 改正法の趣旨及び主な内容

1. 災害時における車両の移動等について（法第76条の6関係）

(2) 内容

① 指定道路区間の指定及び車両等の占有者等への移動命令について（第1項）

(略)

具体的な車両等の占有者等に対する命令の内容としては、車両その他の物件について、

- ・道路の左側や歩道への移動
- ・車間を詰めること（空いたスペースへの車両の移動）
- ・沿道の空地、駐車場への移動
- ・車両から落下した積載物の車両への再積載

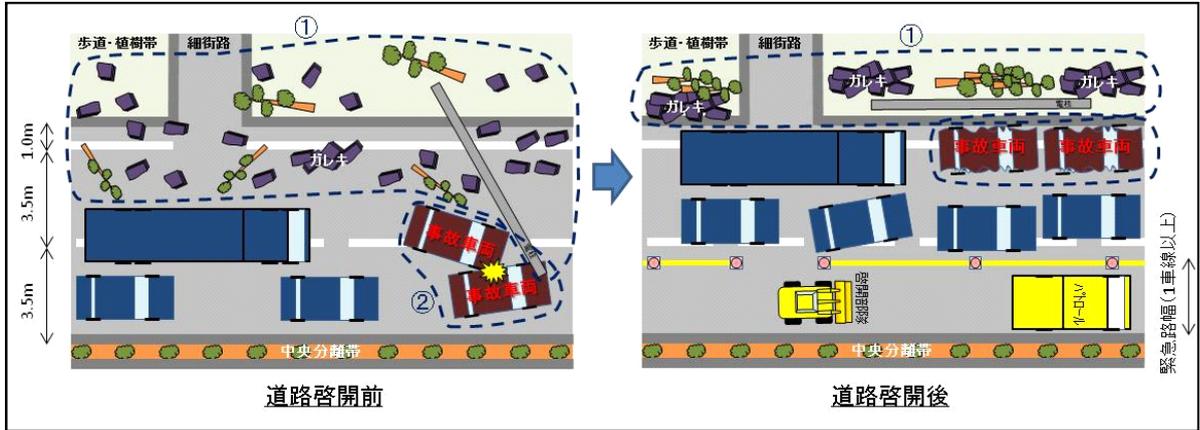
等を想定しており、これにより、緊急通行車両の通行を確保するため最低限一車線の通行を確保することを想定している。なお、命令は書面の提示又は口頭で行うものである。

【解説】

- ・車両等の移動については、「運転者等への移動命令」、「道路管理者自らによる移動」のいずれかにより対応することとなる。
- ・地方整備局等の職員が車両等の移動を行う場合には、災対法による権限を行使することとなるため、国土交通省の身分証明書を携行し、対応するものとする。また、国土交通省から委託された民間事業者においても、身分証明書を携行するものとする。
- ・現場での車両等の移動は、道路区間を指定した後に実施することとなるが、周知と同時に実施することは差し支えない。
- ・道路啓開により確保する幅員及び車線は、被災地の人口や周辺状況等に応じて判断することになる。
- ・例えば、東日本大震災では、緊急措置として、まずは救命救急のためのルートとして1車線分の道路啓開を実施し、その後、順次必要な幅員を確保した。
- ・以下に、首都直下地震および平成26年2月の関東甲信地方の大雪と同等規模の大雪があった場合に現在想定しているオペレーションを示す。

例) 首都直下地震による放置車両を想定したオペレーション

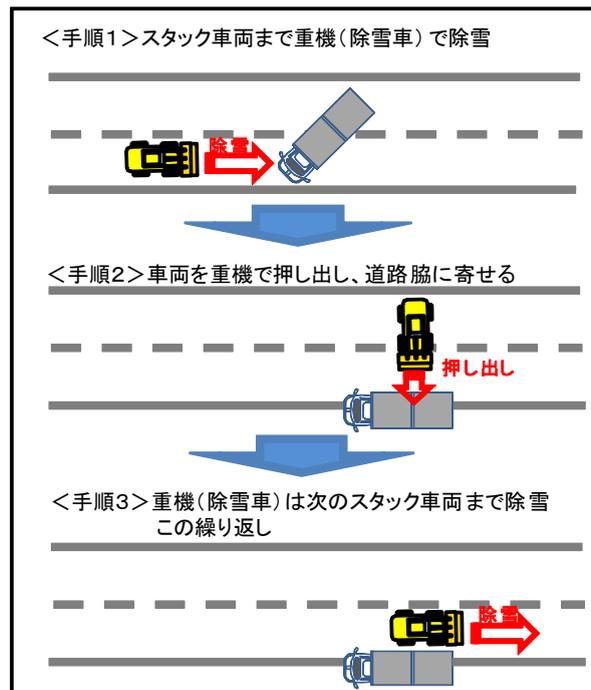
- ・緊急通行車両の通行のため、片側1車線（上下2車線）を確保する。
- ・放置車両は、道路の左側に移動もしくは移動するスペースが無い場合には、沿道の民地を一時使用する。



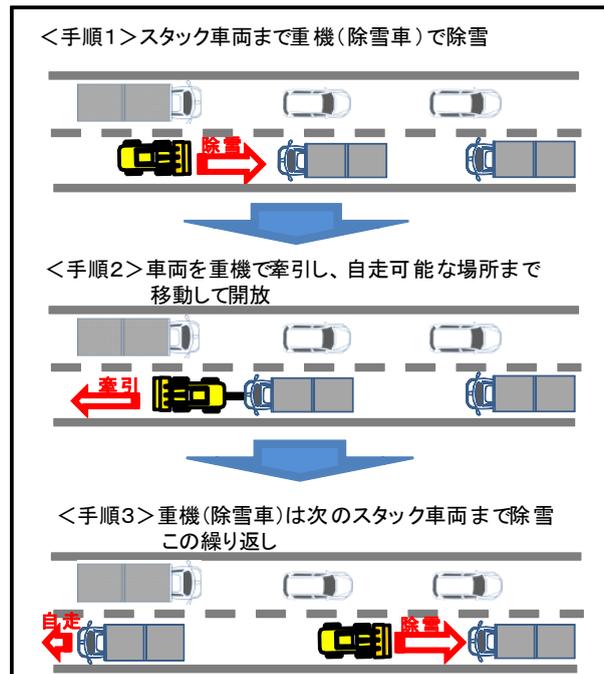
図：地震時の車両移動イメージ

例) 大雪による大規模立ち往生を想定したオペレーション

- ・スタック車両を早期に排除するため、除雪車両等の重機によりスタック車両の牽引や押し出しを行い、立ち往生車両の発生を防ぐ。
- ・多数の立ち往生車両の発生により除雪作業に時間を要する場合は、除雪車両等の重機による車両の牽引や押し出しを行い、除雪作業時間の短縮を図る。



図：立ち往生車両の発生を防ぐための対策イメージ



図：大雪により立ち往生車両が連担した場合の車両移動イメージ

① 運転者等への命令による移動

【施行通知】

第二 改正法の趣旨及び主な内容

1. 災害時における車両の移動等について（法第76条の6関係）

（2）内容

① 指定道路区間の指定及び車両等の占有者等への移動命令について（第1項）

（略）

その管理する道路についてその区間を指定して、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者（以下「車両等の占有者等」という。）に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他必要な措置をとることを命ずることができるものとした。また、これらの指定及び命令については道路管理者のみの判断で行うことができるものとしている。

（略）

【解説】

○車両等の移動命令について

- ・道路啓開作業の支障となる車両の運転者等に対して、地方整備局等の職員等は、災対法に基づく措置であることを説明した上で、車両等の移動先を指示し、車両等を移動させるものとする。
- ・車両等の移動先は、道路外もしくは道路の左端を想定しているが、現場の状況に応じて適宜判断する。
- ・数多くの運転者等に同時に命令を伝える必要がある場合には、拡声器等で各運転者に同時に聞こえるようにするとともに、自治体が用意した運転者向け避難所で呼びかける等の工夫を行うことが必要である。
- ・なお、書面の提示により命令することのほか、口頭での命令も可能であり、現場の状況に応じて適宜判断する。以下に、発言案、様式の例を示す。

- 国土交通省〇〇国道事務所の〇〇です。（〇〇国道事務所から委託を受けている〇〇株式会社の〇〇です。）
- この道路は、災害対策基本法第76条の6の規定に基づき、緊急通行車両の通行を確保するため道路啓開作業を行う区間に指定されました。
- 緊急通行車両の通行のため、速やかに指定区間以外に移動するか車両を左側路肩に移動して下さい。

例：車両移動命令を行う際の発言案

平成〇年〇月〇日	
運転者各位	
国土交通省〇〇地方整備局長	
災害対策基本法第76条の6第1項の 規定に基づく移動命令について	
この道路は、災害のため、災害対策基本法第76条の6第1項の規定に基づき、下記の通り、緊急車両の通行を確保するため道路啓開作業を行う区間に指定されました。	
緊急車両の通行のため、速やかに指定区間以外に移動するか車両を左側に移動してください。	
記	
指定理由：緊急通行車両の通行確保のため	
<table border="1"> <tr> <td>担当：〇〇国道事務所〇〇課〇〇 電話〇〇（〇〇）〇〇〇〇</td> </tr> </table>	担当：〇〇国道事務所〇〇課〇〇 電話〇〇（〇〇）〇〇〇〇
担当：〇〇国道事務所〇〇課〇〇 電話〇〇（〇〇）〇〇〇〇	

例：車両移動命令を行う場合の書面

② 道路管理者自らによる車両等の移動

【施行通知】

第二 改正法の趣旨及び主な内容

1. 災害時における車両の移動等について（法第76条の6関係）

（2）内容

③ 道路管理者自らが行う車両の移動等について（第3項）

以下に掲げる場合において、道路管理者は、自ら①の措置をとることができるものとした。

- 一 ①の措置をとることを命ぜられた車両等の占有者等が、当該措置をとらない場合（車両等の占有者等が命令に従わない場合や、命令はしたもののタイヤのパンクや燃料切れ等により直ちに措置をとることができない場合を想定）
- 二 道路管理者が、①の命令の相手方が現場にいないために①の措置をとることを命ずることができない場合（放置車両の場合を想定）
- 三 道路管理者が、道路の状況その他の事情により車両等の占有者等に①の措置をとらせることができないと認めて①の命令をしないこととした場合（走行空間が全くなく、外形上、車両等の占有者等による移動が不可能であることが自明である場合等を想定）

（略）

【解説】

○道路管理者自らによる車両等の移動について

<道路管理者が自ら車両等を移動する条件>

- ・道路管理者自らが行う車両等の移動については、法76条の6第3項では、3つのケースを想定している。

（i）車両等の移動命令に対して、速やかに車両等の移動を行わない場合

- ・運転者等は、車両等又はその近傍におり、命令は受けることができるが、本人の意思等により当該車両等の移動に応じない場合のほか、移動に応じる意思があっても、タイヤのパンクや燃料切れ等により直ちには移動に応じられない場合等が考えられる。
- ・繰り返し、移動命令等を伝えても移動を行わない、もしくは直ちに移動を行うことができない場合は、法第76条の6に基づき、道路管理者による車両の移動を行う旨を運転者等に通知するとともに、車両等への移動理由の掲示等、所定の手続きを行い移動を行うものとする。
- ・その際の通知の方法については、書面によることが望ましいが、時間がないときには口頭によるもののみでも差し支えない。

(ii) 運転者等が不在で、運転者等による車両等の移動ができない場合

- ・運転者等が何らかの事情により、車両等から離れており、運転者等によって車両等の移動ができない場合等が考えられる。
- ・運転者等が近傍にいる可能性もあるため、拡声器等で呼びかけを継続するが、車両等への移動理由の掲示等、所定の手続きを行い移動を行うものとする。

(iii) 前後に車両等が近接しており、運転者等が自らの運転で車両等の移動ができない場合、事故等により運転ができない状態の場合等、道路管理者による移動がやむを得ない場合

- ・車両等が連坦し、幅員方向にも車両等の待避の余地がない等、運転者等が車両等においても移動ができない場合等が考えられる。
- ・その場合は、法第76条の6に基づき、道路管理者による車両の移動を行う旨を運転者等に通知するとともに、車両への移動理由の掲示等、所定の手続きを行い移動を行うものとする。

【施行通知】

第二 改正法の趣旨及び主な内容

1. 災害時における車両の移動等について（法第76条の6関係）

(2) 内容

③ 道路管理者自らが行う車両の移動等について（第3項）

(略)

また、道路管理者は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができるものとした。この「やむを得ない限度の破損」とは、災害時の状況に応じて判断されるべきものであるが、車両の移動等に複数の方法がある場合に、緊急通行車両の通行を確保する緊急性を考慮しつつ最も破損の度合いが低いものを選択した結果、生じる破損のことである。例えば、ロックやサイドブレーキを外すために窓ガラスを一部割ることや、車両を重機で持ち上げる際にすり傷やバンパーのへこみを生じさせる場合などを想定しているが、移動スペースが全くなくやむを得ない場合には車両を段積みすることで車両を変形させることも許容されるものである。

(略)

なお、上記措置の実施に当たっては、道路管理者は、災害応急対策に重要な役割を果たすライフライン施設や電気通信設備等の重要な施設、設備、工作物等は、その機能を失わせないため、極力損傷しないよう十分に配慮するものとする。

【解説】

<やむを得ない限度の破損>

- ・車両等の移動の際には、現場の判断でやむを得ない限度で車両等を破損させることができることとなっており、破損の形態としては、ロックやサイドブレーキを外すために窓ガラスを破壊、重機で車両等を持ち上げる際の擦り傷や凹み、駆動系や制御系の損傷、段積みによる破損等が想定される。
- ・「やむを得ない限度での破損」とは、これらの様々な破損がある中で、災害時の状況に応じて判断されるべきものであり、車両等の移動に複数の方法がとり得る場合に、緊急通行車両の通行を確保する緊急性を考慮しつつ、最も破損の度合いが低い方法を選択した結果生ずる破損である。
- ・なお、窓ガラスを破損した場合等、降雨により車内設備が劣化することも想定されるが、道路啓開作業後に、破損箇所をシート等の簡便な方法でふさぐ等、可能な範囲で損傷が拡大しないような措置も必要である。

<車両等の移動時におけるトラブル対応等>

- ・車両等の移動方法は、現場の職員および民間事業者が判断するものとするが、重大な損傷を伴う場合や、判断に迷う場合には、適宜、事務所等に相談して実施するものとする。
- ・なお、運転者等による不法行為等を認知した場合には、警察に通報するとともに、事務所へ応援等を要請するものとする。

<その他留意事項>

- ・レッカー車やホイールローダによる移動の際には、ガソリン漏れ等に十分留意し、危険のないように行う必要がある。
- ・トラック等を移動する際には、積み荷の種類を可能な限り確認し、危険物等が積載されている場合等、積み荷の種類及び状況に応じて、注意して移動を行うものとする。
- ・ハイブリッド車、電気自動車等を移動する際には、感電等に注意して移動を行うものとする。

○車両等の移動を行う際の通知について

- ・(i) のケースで、運転者等が車両等の移動命令に従わない等により、道路管理者自らが車両等の移動を行う場合において、運転者等に車両等の移動を行う旨を文書にて通知を行う場合の様式例を次に示す。

〇〇災害に伴う車両の移動について

- ・緊急通行車両の通行を確保するため、車両の移動が必要です。
- ・当方により移動を行いますので、車両から離れて下さい。

国土交通省 〇〇地方整備局長

問い合わせ先
国土交通省 〇〇国道事務所 〇〇課
電話番号：〇〇-〇〇〇

例：車両等を移動する際の運転者等への通知の書面

〇車両等を移動した際の掲示について

- ・運転者等が現場付近にいない事を確認した上で、車両等の移動にあたっては、移動した車両等に移動理由、移動した道路管理者名（連絡先含む）を掲示するものとする。
- ・なお、一定距離以上（原則として50メートル以上）車両等を移動させた場合または道路外へ移動した場合は、道路の縁石や防護柵、視線誘導標等にも掲示するものとする。掲示する様式の例を以下に示す。

〇〇災害に伴う車両の移動について

緊急通行車両の通行を確保するため、災害対策基本法76条の6第1項の規定に基づき、下記のとおり車両の移動を行いました。

記

移動日時：〇月〇日 〇〇時
移動先：—
移動車両：車名、ナンバー

国土交通省 〇〇地方整備局長

問い合わせ先
国土交通省 〇〇国道事務所 〇〇課
電話番号：〇〇-〇〇〇

〇〇災害に伴う車両の移動について

緊急通行車両の通行を確保するため、災害対策基本法76条の6第1項の規定に基づき、下記のとおり車両の移動を行いました。

記

移動日時：〇月〇日 〇〇時
移動先：〇〇〇〇
移動車両：車名、ナンバー

国土交通省 〇〇地方整備局長

問い合わせ先
国土交通省 〇〇国道事務所 〇〇課
電話番号：〇〇-〇〇〇

例：車両等を移動した際の車両等への掲示（左：近隣への移動、右：50m以上移動）

【施行通知】

第二 改正法の趣旨及び主な内容

1. 災害時における車両の移動等について（法第76条の6関係）

(2) 内容

③ 道路管理者自らが行う車両の移動等について（第3項）

(略)

その際、車両等の占有者等が不在のため道路管理者が車両の移動等を行った場合（上記二の場合）には移動の内容を掲示しておくこと、また、車両等を破損した場合には損失補償を行うこととなるため、可能な範囲で、移動の前後の状態を写真等により記録しておくことにより、事後に混乱のないよう努められたい。

(略)

【解説】

○車両等の移動記録について

- ・道路管理者が自ら車両等を移動する場合には、移動の前後の状態を写真等により記録するものとする。その際、移動が必要な車両等が多数存在し、記録に時間を要し作業に支障に及ぼす場合等は、重機のキャビンに取り付けたビデオ等で車両移動作業等を記録する等、効率的な方法にて行うものとする。以下に、車両等を移動する際の記録票の例を示す。

車両移動記録票	
措置実施場所	国道〇〇号〇〇区〇〇町〇丁目地先
対象車両	車名、ナンバー
運転手の有無	不在
移動日時	〇月〇日〇時
移動内容	道路内路肩に移動、沿線民地に移動、一時保管場所（〇〇）に移動（使用重機：除雪ドーザ）
破損状況	後方バンパーへこみ
その他	作業者（〇〇建設）
状況写真	
移動前	
移動後	
記入者	〇〇国道事務所 〇〇〇〇

例：車両等を移動した際の記録



重機へのカメラ取付例

市販のドライブレコーダ

記録映像の例

例：ドライブレコーダーによる記録

【施行通知】

第二 改正法の趣旨及び主な内容

1. 災害時における車両の移動等について（法第76条の6関係）

（2）内容

③ 道路管理者自らが行う車両の移動等について（第3項）

（略）

また、各種交通対策が的確に行われるためには、都道府県公安委員会として、道路交通に関する情報を把握する必要があるほか、上記措置により移動した車両等の占有者等が盗難に遭ったものと考え、警察に被害申告する可能性があること等から、道路管理者は、自ら車両の移動等を行った場合は、当該地域を管轄する警察署長（当該措置を高速道路において行った場合は、当該高速道路を管轄する高速道路交通警察隊長。以下同じ。）に対して、別途通知等で定めるところにより、適切に当該措置を記録した情報の提供を行うものとする。

【解説】

○警察署長への情報提供について

- ・車両等の移動を行った場合には、当該地域を管轄する警察署長（当該措置を高速道路において行った場合には、当該高速道路を管轄する高速道路交通警察隊長）に対して、記録した情報をできるだけ速やかに提供するものとする。

○現場対応能力の向上のための準備について

- ・重機及びそれらに取り付ける移動用のアタッチメント等の資機材等をあらかじめ準備しておくとともに、放置車両や立ち往生車両の移動について、実働訓練等を実施し、対応能力の向上に努めるものとする。
- ・平時より、関係する道路管理者や関係機関（警察、消防、自衛隊等）との情報共有及び連携強化を図り、各関係機関と連絡手段等について取り決めておくことが望ましい。

○運転者等への支援について

- ・大雪時の車両移動において、近隣に避難する場所がなく、作業が長時間に及ぶ場合には、運転者等への健康上の配慮から、避難場所の提供や食料の配付、トイレの手配、燃料の支給等について、自治体と連携して実施することが重要である。

○道路法第67条の2との関係

- ・法第76条の6第1項の規定に基づき区間指定を行った道路においては、緊急に車両移動等が必要とされており、また、手続きの一貫性を確保できることから、原則として、道路法第67条の2第1項の規定が適用可能な車両等の移動についても、法第76条の6各項の規定に基づく措置を執ることとする。ただし、道路法第67条の2第1項の規定を適用すべき特別の事情がある場合において、当該規定の適用が排除されるものではない。

5) 民間事業者等との連携

【施行通知】

第二 改正法の趣旨及び主な内容

1. 災害時における車両の移動等について（法第76条の6関係）

（3）移動命令の伝達や車両の移動等を道路管理者の名義において行うことについて

（2）①の指定道路区間における車両等の占有者等への移動命令の伝達（法第76条の6第1項）や、（2）③の車両の移動等（法第76条の6第3項）及び（2）④の車両の移動等のために必要な土地の一時使用等（法第76条の6第4項）については、道路管理者の名義と責任のもとに、実際には、主として道路管理者の職員や道路管理者から委託を受けた民間事業者が行うことが想定される。なお、法第76条の6第3項では、「道路管理者は、『自ら』第一項の規定による措置をとることができる。」とあるが、これは、道路管理者のみが車両の移動等の物理的行為を行うという意味ではなく、命令の相手方となりうる車両等の占有者等に「代わって」行うという意味であることを申し添える。また、道路管理者から協力・応援の要請を受けた他の道路管理者（例えば、国や都道府県の道路管理者が、被災市町村の道路管理者の応援を行う）が車両の移動等を行う場合も想定される。さらに、災害派遣活動を行っている自衛隊が、関係法令に基づき、その活動のために車両の移動等を行うといった場合も想定されうる。さらには、消防活動を行っている部隊等が、その活動のためにやむを得ず車両の移動等を行うといった場合も想定されうる。

道路管理者においては、現場での混乱を防ぐため、これらの道路管理者以外の主体との間で、改正法に基づく車両の移動等を行うことについての役割と責任の分担等について、民間事業者と協定を締結する、関係者が参加した協議会において策定する事前計画において明示する等の方法により、平時から、道路管理者から要請を受け、又は道路管理者の了解を得て指定道路区間内において行われる改正法に基づく車両の移動等は道路管理者の責任において行われる行為であることを明確にし、これを関係者間で共有されたい。また、災害時においては、通信が途絶することも想定されるため、車両の移動等を行うこととなる道路管理者以外の主体との間の連絡体制についても整備しておくこととされたい。なお、災害時においては、道路管理者から他の道路管理者への協力・応援要請など、行政間の要請は、電話による口頭要請など迅速に行うことができる方法で差し支えない。
(略)

また、道路管理者以外の者が道路管理者から要請を受け、又は道路管理者の了解を得て行われる改正法に基づく車両の移動等の措置をとった場合には、当該措置をとった者は道路管理者にその内容を報告するものとし、報告を受けた道路管理者は、その報告内容について、警察署長に対して、適切に情報の提供を行うものとする。